別表十九の表中

厚生年金基金契約分	
確定給付年金資産管理運用契約分	
確定給付年金基金資産運用契約分	
確定拠出年金資産管理契約分	を
個人型年金に係る分	
勤労者財産形成給付契約分	
勤労者財産形成基金給付契約分	

に改める。

確定給付年金資産管理運用契約分	
確定給付年金基金資産運用契約分	
確定拠出年金資産管理契約分	
個人型年金に係る分	
勤労者財産形成給付契約分	
厚生年金基金契約分	
勤労者財産形成基金給付契約分	

別表二十一の㈠中「、退職給与引当金」を削り、「海外投資等損失準備金」の下に「、新事業開拓事業者投資損失準備金積立額、特定事業再編投資損失準備金積立額」を加える。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十六年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日以後に終了する事業年度の退職年金等積立金に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日前に終了した事業年度の退職年金等積立金に対する法人税については、なお従前の例による。

3　新規則別表七㈠の書式は、この省令の施行の日以後に確定申告書等（法人税法第七十一条第一項（中間申告）の規定による申告書で同法第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したもの及び同法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書をいう。以下同じ。）の提出期限が到来する法人税については、なお従前の例による。

4　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二十第二項、第二十二条の十一第三項及び第二十二条の七十六第三項中「別表十二㈢」、別表十二㈣」を「別表十二㈣」、別表十二㈤」に改める。

○財務省令第四十二号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第七号及び第十一条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月十四日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。）第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十六年旧措置法」という。）第四十二条の四第九項の規定（同項第一号に係る部分に限る。）同項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第三号中「若しくは第七項（措置法第四十二条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「、第七項」に改め、「これらの規定」の下に「（同条第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定を措置法第四十二条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第四十二条の五第一項から第三項まで又は第六項」を「第四十二条の五第三項」に、「次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額」を「同項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（平成二十三年十二月改正法附則第六十三条第一項の規定により読み替えられた措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）」に改め、同号イ及びロを削り、同条第五号中「第四十二条の五の二第一項から第三項まで」を「第四十二条の五の二第三項」に、「次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額」を「同項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）」に改め、同号イ及びロを削り、同条第六号ロ中「（平成二十四年旧措置法」を「（措置法」に改め、同条第七号中「平成二十五年旧措置法第四十二条の五第一項から」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十五年旧措置法」という。）第四十二条の五第一項から」に改め、同号ロ中「（平成二十五年旧措置法」を「（措置法」に改め、同条第八号中「措置法第四十二条の五第一項から」を「平成二十六年旧措置法第四十二条の五第一項から」に改め、同号イ中「措置法」を「平成二十六年旧措置法第四十二条の五第二項」に改め、同号ロ中「措置法第四十二条の五第二項」を「平成二十六年旧措置法第四十二条の五第二項」に改め、同条第九号から第十一号までを次のように改める。